

第3章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策

1. 子ども・子育て支援新制度の概要
2. 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの利用状況
3. 新宿区の子育て支援施設等
4. 教育・保育提供区域の設定
5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
7. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

平成24年8月、社会保障・税の一体改革に関する法案が一部を除き成立し、公布されました。この改革により、消費税率を段階的に引き上げるとともに、その増収分はすべて社会保障の財源とすることになり、子ども・子育て支援の充実が消費税収の使途の一つとして位置付けられました。併せて、子ども・子育て支援に関する3つの法律※44も成立しました。

子ども・子育て支援新制度は、それら3つの法律と新たな財源を基に、保育の量的拡大と質の改善を図り、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、地域の子ども・子育て支援を充実させる新たな仕組みです。

(2) 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、国が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるとともに、区市町村は、その基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めます。

事業計画で策定する内容は、下表にあるとおり、必須記載事項と任意記載事項があります。これらの内容は、区が取り組む次世代育成支援施策とも密接に関連することから、次世代計画に含めて策定することとしました。

【子ども・子育て支援事業計画記載事項】

必須記載事項	任意記載事項
1. 教育・保育の提供区域の設定 2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	1. 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等 2. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 5. 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期 6. 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間 7. 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

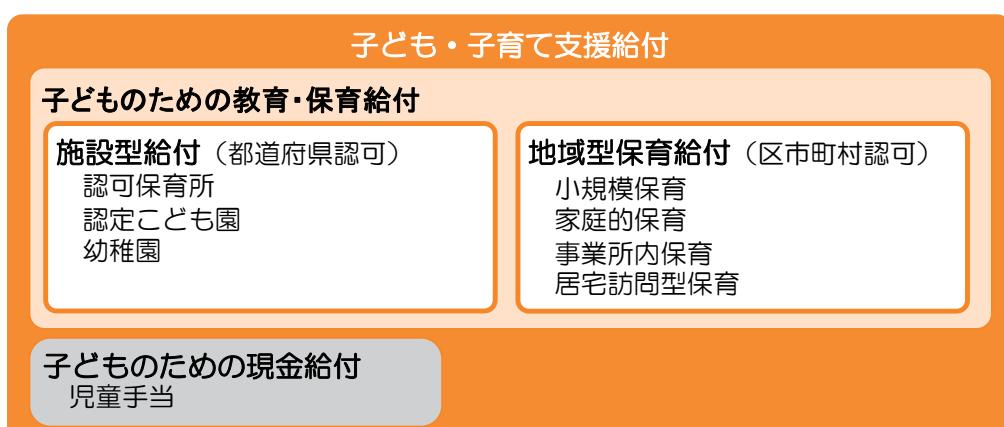
出典：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府）

※44 子ども・子育て支援に関する3つの法律…①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を指しています。

(3) 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育を個人の権利として保障する観点から、利用者個人へ給付するという仕組みが導入されました。給付の種類には、保育所、幼稚園、子ども園の施設を利用した場合の「施設型給付」、小規模保育や家庭的保育など区認可事業を利用した場合の「地域型保育給付」、児童手当の「子どものための現金給付」があります。

ただし、「施設型給付」と「地域型保育給付」については、実務上は「法定代理受領」という仕組みにより、区から利用者個人に対してではなく、施設や事業者に直接給付費が支払われることになります。施設や事業者に支払われる給付費には、従来の運営費補助と比較して、保育等の質の改善を図るための費用が盛り込まれています。例えば、保育園や子ども園の職員配置を手厚くしたり、職員の処遇改善を図るために、勤続年数や経験年数などに応じた加算率を上げるための経費などです。



① 利用のための認定

保育園・幼稚園や保育ルームなどの利用を希望する保護者には、利用のための認定を受けていただきます。

これまでにも、保育園や子ども園（保育園機能）の利用申込みの際には、保護者が日中子どもを保育できない事情を伺い、必要な書類を提出していただいていました。新制度においても、こうした手続きは、基本的に変わりません。

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、それぞれに利用できる施設等が異なります。

なお、保育の必要性があるかどうかを判断する基準は、基本的にはこれまでと変わりありません。

認定区分	対象		利用する教育・保育
1号認定	3歳以上	幼稚園等での教育を希望する方	幼稚園、認定こども園(幼稚園機能)
2号認定	3歳以上	就労など保育の必要な事由に該当し、保育園等での教育・保育を希望する方	保育園、認定こども園(保育園機能)
3号認定	3歳未満		保育園、認定こども園(保育園機能)、保育ルーム、保育ママなど

② 地域型保育

これまで区で実施してきた保育ママ（家庭的保育）や保育ルーム（小規模保育）を含め、4つの事業が地域型保育として位置付けられ、給付の対象となりました。地域型保育は、比較的小規模で、3歳未満の子どもを対象として保育を行う事業で、大規模な施設を新設することが難しい場合などに、機動的に保育ニーズに対応していくことを想定しています。

	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
形態	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 定員の一部で地域の子どもを受入れ	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	家庭的保育者1人につき、子ども3人 ※家庭的保育補助者がいる場合は5人まで	6～19人まで	様々(数人～数十人程度)	1対1
場所	家庭的保育者の居宅等	多様なスペース	事業所内等	利用する保護者・子どもの居宅
区実施の現行事業	保育ママ	保育ルーム	なし	なし

(4) 認可と確認

保育園等の施設の運営又は地域型保育事業を行う場合には、「認可」を受ける必要があります。保育園・幼稚園の認可、こども園の認定は東京都が、地域型保育事業は区が認可します。

地域型保育事業の認可に際しては、児童福祉法に定める基準のほか、区が条例で定める基準^{※45}に基づいて、その可否を判断します。

区が条例で定める基準は、国が定めた基準を踏まえながら、これまで区が実施してきた保育ママや保育ルームの実施基準を加味して策定しました。保育の質を確保するため、保育に従事する職員の資格要件や配置割合、設備要件などは、国の基準に上乗せをしています。

次に、認可（認定）された施設や事業者は、区から「確認」を受けることにより、給付の対象となります。子ども・子育て支援新制度の施行の際に、現に認可（認定）を有する施設や区市町村が実施する家庭的保育事業は、確認があったものと見なされます。ただし、別段の申し出をすることにより、新しい制度に移行しない、又は移行を保留する施設等も一部あります。

確認を受けた施設・事業者は、その運営に際しても、区が条例で定める基準^{※46}に従って、教育・保育又は地域型保育を提供しなければなりません。

※45 区が条例で定める基準…「新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基準を定めています。

※46 区が条例で定める基準…「新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に基準を定めています。

(5) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、保育を必要とする子どもやその家族だけでなく、すべての子育て家庭を支援することを目的とした事業です。13の事業が位置付けられており、地域の実情に応じて、区が実施していきます。

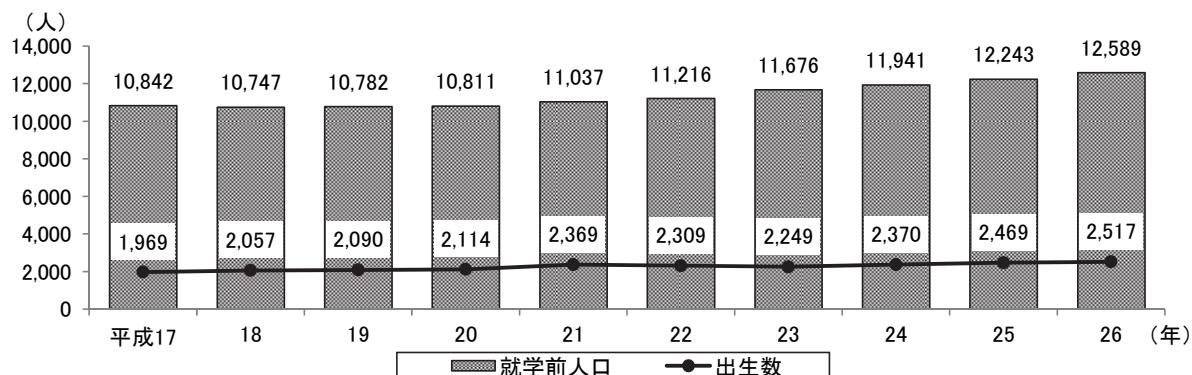
事業名	内容
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
病児保育事業	病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

2. 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの利用状況

(1) 子どもの人口と出生数の推移

平成 17 年からの 26 年までの 0~5 歳の子どもの人口についてみると、平成 18 年以降は一貫して増加し、平成 26 年 4 月 1 日現在で 12,589 人となっています。出生数については、平成 17 年の 1,969 人から平成 26 年の 2,517 人と 10 年間で約 1.28 倍に増加しています。

図表 III-1 就学前人口と出生数の推移



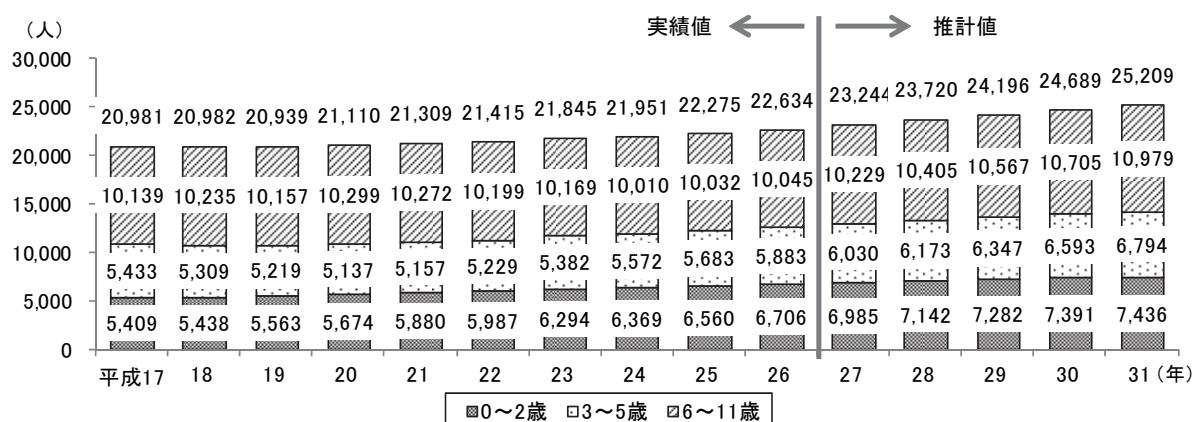
※出生数は 1 月～12 月までの合計値です。(外国人の出生数を含む。)

出典：(就学前人口) 住民基本台帳 各年 4 月 1 日、(出生数) 新宿区資料 各年

(2) 子どもの将来人口推計

平成 17 年からの 26 年までの 0~11 歳の子どもの人口実績値についてみると、0~2 歳人口は一貫して増加し、平成 17 年の 5,409 人から平成 26 年の 6,706 人と約 1.24 倍に増えています。3~5 歳人口は平成 20 年以降増加し、平成 26 年 4 月 1 日現在で 5,883 人となっています。6~11 歳人口は微増減を繰り返し、平成 26 年 4 月 1 日現在で 10,045 人となっています。推計値では、今後も 0~11 歳人口は増加する見込みです。

図表 III-2 子どもの年齢 3 区別人口の推移



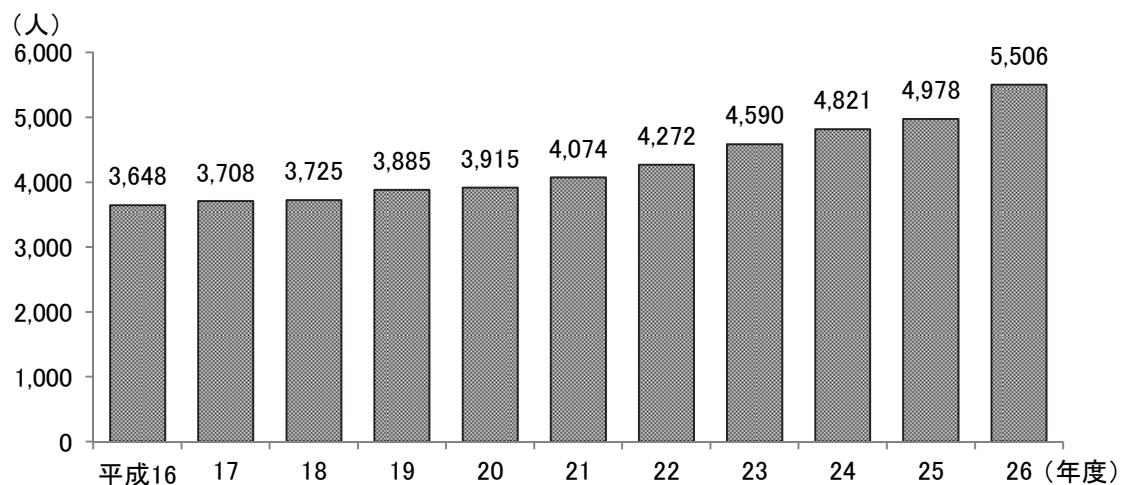
※子ども・子育て支援事業計画では、人口推計に基づき事業見込み量を算出することになっています。子ども・子育て支援事業計画で使用する平成 27 年以降の人口推計は、新宿自治創造研究所が作成した住民基本台帳に基づく人口推計(10月 1 日基準)に 4 月 1 日を基準とした人口実績の変化率を掛け合わせたものを使用しています。

出典：平成 26 年度までの実績値は住民基本台帳

(3) 保育施設の定員

区では保育施設定員の拡大に積極的に取り組み、平成16年度の3,648人から平成26年度の5,506人と、1,800人以上の保育定員を増加しました。

図表 III-3 保育施設定員の推移

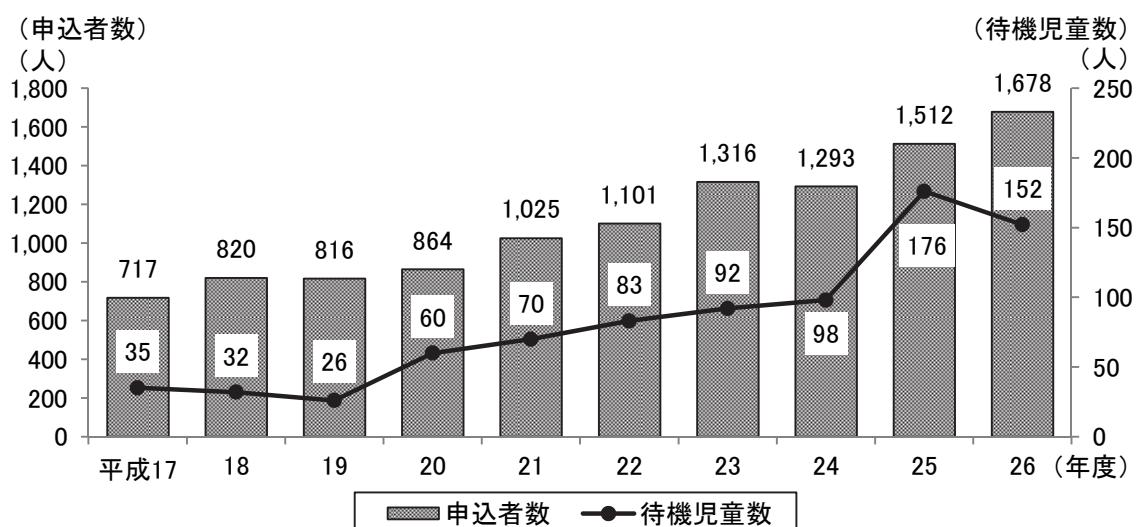


出典：新宿区資料

(4) 待機児童の状況

近年の出生数や就学前児童人口の増加や共働き家庭の増加を受け、認可保育所等の申込者数は平成17年度の717人から平成26年度の1,678人と、約2.3倍に増加しました。これを受け、平成17年度には35人であった待機児童が、平成25年度に176人に増加しました。保育施設の大幅な整備により、平成26年度には152人に減少しましたが、待機児童対策は引き続き区の重要な課題となっています。

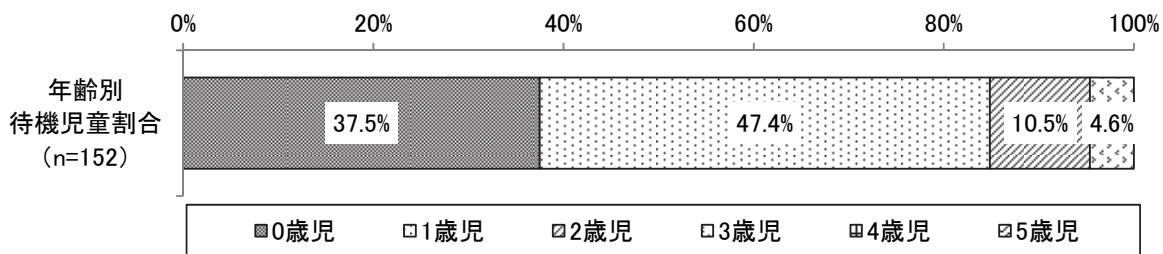
図表 III-4 認可保育所等の申込者数と待機児童数



出典：新宿区資料

また、待機児童の年齢別内訳を見ると、0歳児から2歳児が全体の95%以上を占めており、育児休業復帰前後の1歳前後の子どもの保育需要が高くなっています。

図表 III-5 年齢別待機児童割合（平成26年4月現在）



※4歳児及び5歳児は0.1%未満です。

出典：新宿区資料

(5) 保育施設の利用状況

近年の保育ニーズの増加を受け、保育園、認定こども園（保育園機能）、認証保育所等の保育施設を利用する子どもは年々増加しています。

図表 III-6 各種保育施設の利用状況

施設 年度	保育園 (区立)	保育園 (私立)	子ども園 (区立)	子ども園 (私立)	認証 保育所	保育室	家庭的 保育	保育 ルーム	総数
平成17	2,263	875	—	—	93	55	8	—	3,294
18	2,278	866	—	—	92	48	4	—	3,288
19	2,204	971	148	—	160	37	9	—	3,529
20	2,240	1,002	161	—	195	66	6	—	3,670
21	2,326	1,015	160	—	230	71	15	0	3,817
22	2,149	1,151	326	—	309	62	14	24	4,035
23	2,003	1,272	519	—	384	37	11	12	4,238
24	1,947	1,364	667	—	465	21	7	42	4,513
25	1,475	1,340	1,279	146	532	—	7	42	4,821
26	1,391	1,611	1,315	283	521	—	9	99	5,229

※保育室は平成25年3月31日で廃止しています。

※平成25年に区立保育園5園が区立子ども園に移行しました。

出典：新宿区「新宿区の概況」

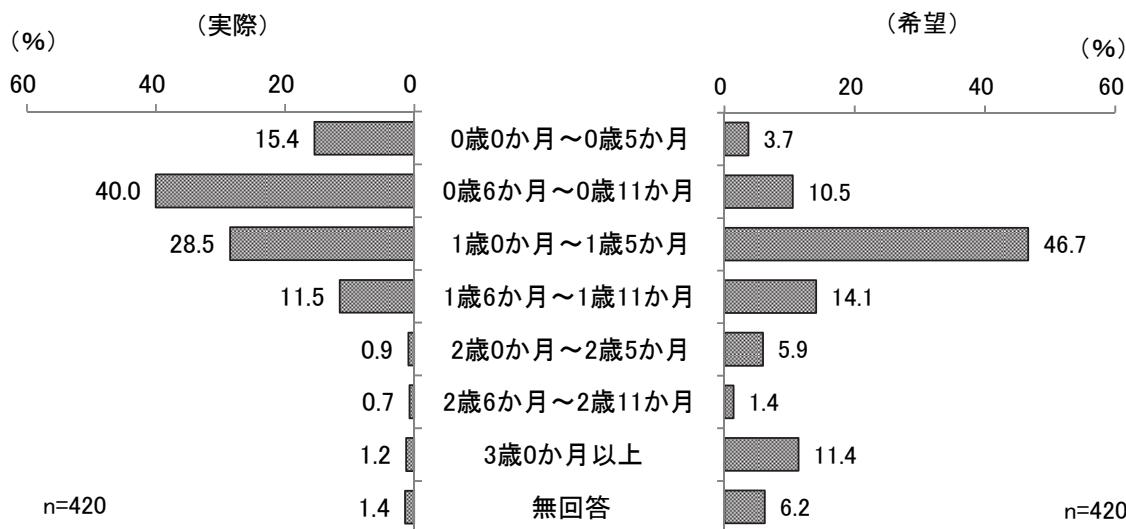


調査の結果では…

育児休業からの復帰時期

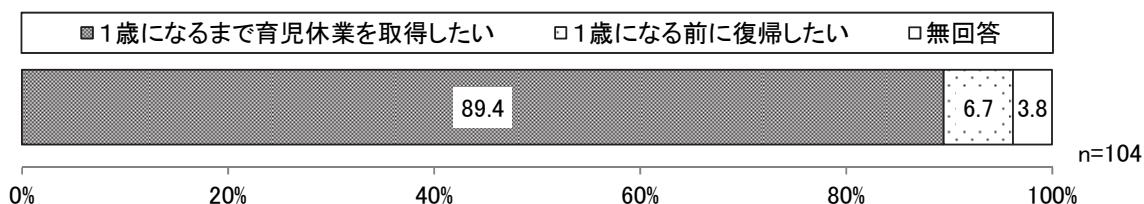
育児休業から復帰した時期のうち、実際の時期は「0歳6か月～0歳11か月」が最も多くなっていますが、希望の時期は「1歳0か月～1歳5か月」が最も多くなっています。

図表 III-7 育児休業から復帰した実際の時期と希望の時期（就学前児童保護者）



必ず利用できる教育・保育事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得するかについては、「1歳になるまで育児休業を取得したい」が89.4%と最も多い、次いで「1歳になる前に復帰したい」が6.7%となっています。

図表 III-8 1歳になるまで育児休業を取得するか（就学前児童保護者）

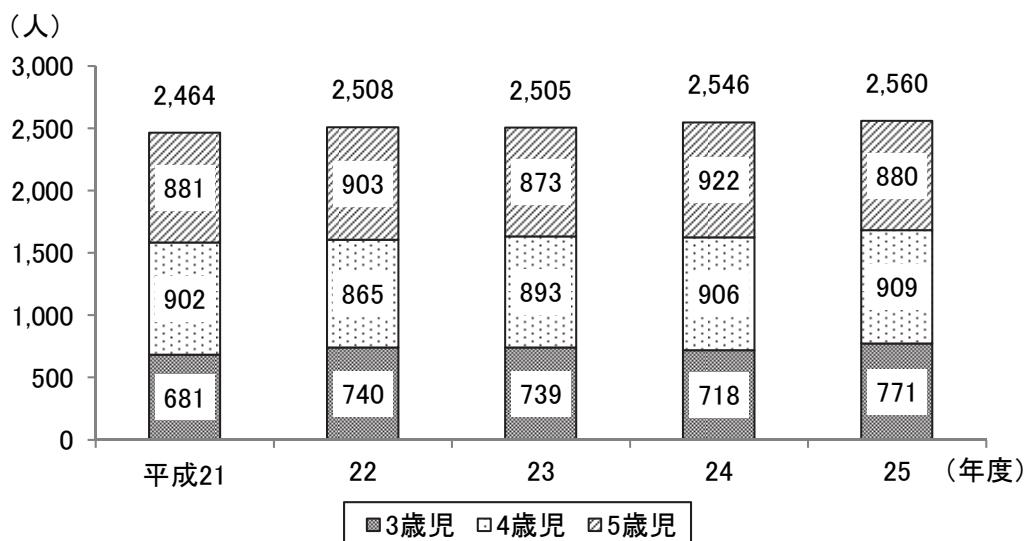


出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成25年度

(6) 幼稚園の利用状況

幼稚園利用者数は平成21年度以降増加傾向にあり、平成25年度は2,560人となっていきます。年齢別の内訳をみると、平成25年度の3歳児は771人、4歳児は909人、5歳児は880人で、4歳児は3歳児より138人多くなっています。

図表 III-9 幼稚園の利用状況

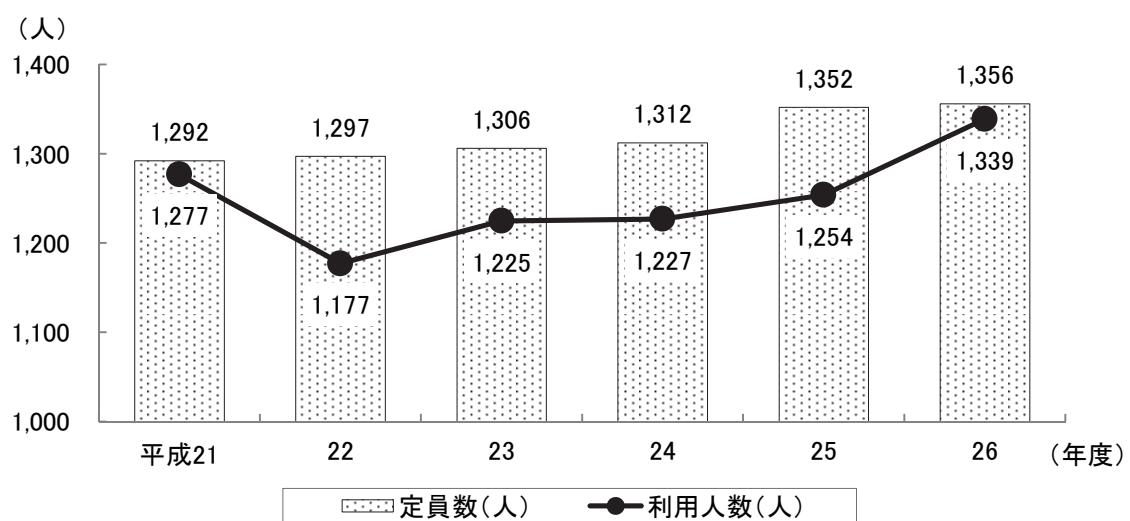


出典：新宿区資料

(7) 学童クラブの利用状況

学童クラブの定員数は平成21年度以降年々増加し、平成26年度には1,356人となっています。一方、学童クラブの利用人数は、平成22年度には1,177人と前年度と比較して100人減少しましたが、その後年々増加し、平成26年度は1,339人となっています。

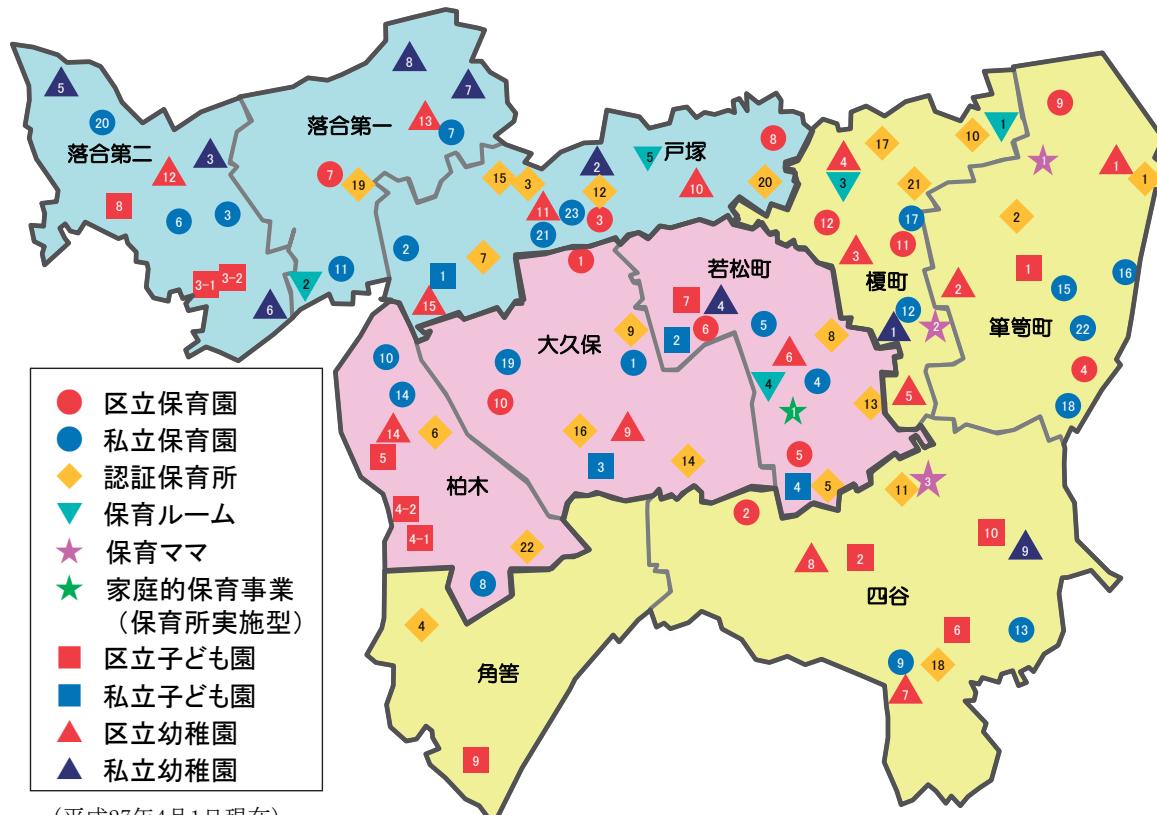
図表 III-10 学童クラブの定員及び利用人数の推移



出典：新宿区資料

3. 新宿区の子育て支援施設等

(1) 就学前児童の教育・保育施設



(平成27年4月1日現在)

区立幼稚園

1 津久戸幼稚園
2 市谷幼稚園
3 早稲田幼稚園
4 鶴巣幼稚園
5 牛込仲之幼稚園
6 余丁町幼稚園
7 四谷第六幼稚園
8 花園幼稚園
9 大久保幼稚園
10 戸塚第一幼稚園
11 戸塚第二幼稚園
12 落合第三幼稚園
13 落合第四幼稚園
14 淀橋第四幼稚園
15 西戸山幼稚園

私立幼稚園

1 牛込成城幼稚園
2 おおや幼稚園
3 下落合みどり幼稚園
4 戸山幼稚園
5 豊多摩幼稚園
6 伸びる会幼稚園
7 目白ヶ丘幼稚園
8 目白平和幼稚園
9 四谷新生幼稚園

区立保育園

1 大久保第一保育園
2 新宿第二保育園(H27年9月まで)
3 高田馬場第二保育園
4 長延保育園
5 富久町保育園
6 戸山第二保育園
7 中落合第二保育園
8 西早稲田保育園
9 東五軒町保育園
10 百人町保育園
11 弁天町保育園
12 早稲田南町保育園

私立保育園

1 エビシイシイ保育園
2 オルト保育園
3 獅子吼保育園
4 至誠会保育園
5 新宿いるま保育園
6 新宿こだま保育園
7 新宿せいが保育園
8 新宿成子坂愛育園
9 新宿三つの木保育園ひらさんかくしかく
10 東京母子愛育会保育園
11 八幡神社愛育園
12 原町みゆき保育園
13 二葉南元保育園
14 よろい保育園

新規保育園

15 アスク新宿南町保育園
16 ぽけっとランド市ヶ谷保育園
17 ほっぺるランド神楽坂
18 ホビンズナーサリースクール四ツ谷
19 新栄保育園
20 グローバルキッズ西落合保育園
21 にじいろ保育園高田馬場西
22 (仮称) ポビンズナーサリースクール市ヶ谷(H27年7月開園予定)
23 (仮称) にじいろ保育園高田馬場東(H27年10月開園予定)

区立子ども園

1 あいじつ子ども園
2 大木戸子ども園
3 おちごなかい子ども園(乳児)
4 おちごなかい子ども園(幼児)
5 柏木子ども園(乳児)
6 柏木子ども園(幼児)
7 北新宿子ども園
8 しなのまち子ども園
9 戸山第一子ども園
10 西落合子ども園
11 西新宿子ども園
12 四谷子ども園

私立子ども園

1 しんえい子ども園 もくもく
2 茶々ひがしとやま子ども園
3 大久保わかくさ子ども園
4 (仮称) 西富久子ども園 (H27年10月開園予定)

保育ルーム

1 保育ルーム えどがわ園
2 保育ルーム おちにすくすく園
3 保育ルーム つるまき園
4 保育ルーム べんてん
5 保育ルーム 早稲田

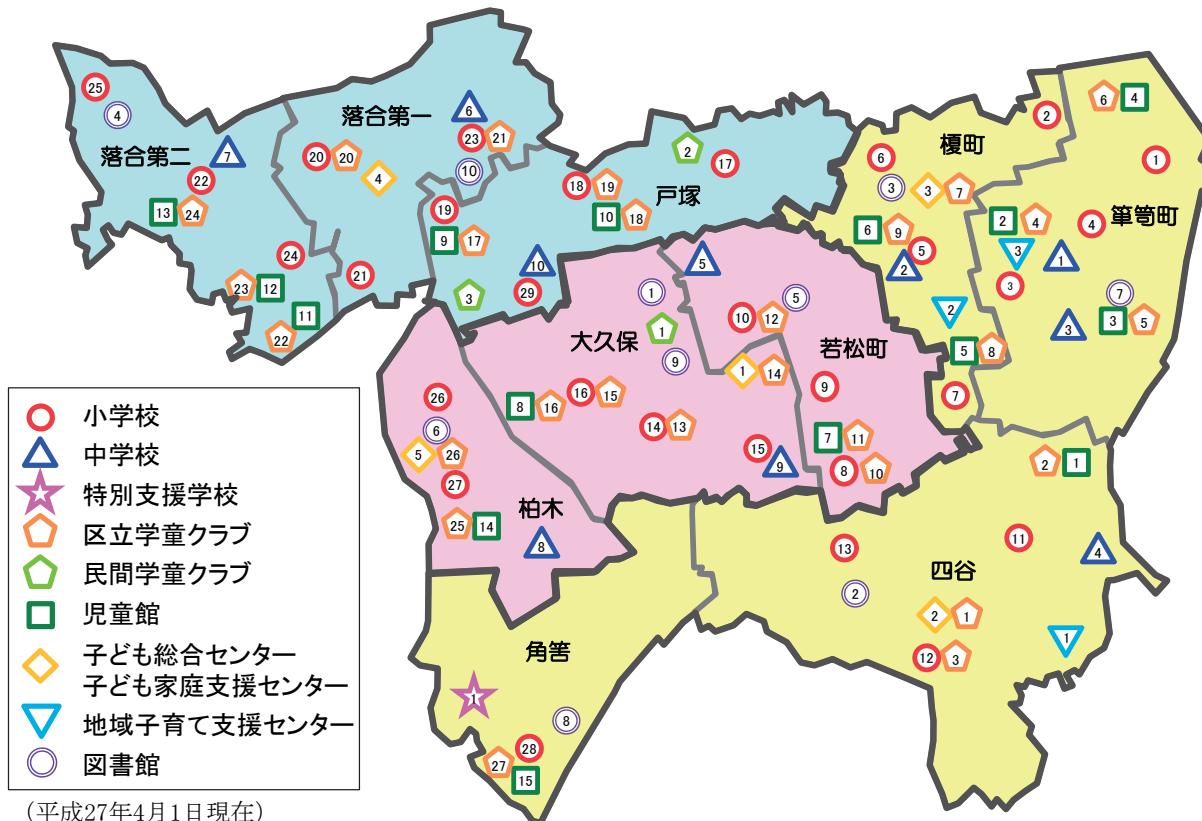
保育ママ

★ 保育ママ 内海さん
★ 保育ママ 田口さん
★ 保育ママ 横山さん

家庭的保育事業(保育所実施型)

★ マインクルスターズ'余丁町

(2) 小学校、学童クラブ、子育て支援施設等



公立小学校	
①	津久戸小学校
②	江戸川小学校
③	市谷小学校
④	愛日小学校
⑤	早稲田小学校
⑥	鶴巻小学校
⑦	牛込仲之小学校
⑧	富久小学校
⑨	余丁町小学校
⑩	東戸山小学校
⑪	四谷小学校
⑫	四谷第六小学校
⑬	花園小学校
⑭	大久保小学校
⑮	天神小学校
⑯	戸山小学校
⑰	戸塚第一小学校
⑱	戸塚第二小学校
⑲	戸塚第三小学校
⑳	落合第一小学校
㉑	落合第二小学校
㉒	落合第三小学校
㉓	落合第四小学校
㉔	落合第五小学校
㉕	落合第六小学校
㉖	淀橋第四小学校
㉗	柏木小学校
㉘	西新宿小学校
㉙	西戸山小学校

区立中学校	
△1	牛込第一中学校
△2	牛込第二中学校
△3	牛込第三中学校
△4	四谷中学校
△5	西早稲田中学校
△6	落合中学校
△7	落合第二中学校
△8	西新宿中学校
△9	新宿中学校
△10	新宿西戸山中学校

特別支援学校	
★1	新宿養護学校

図書館	
①	中央図書館 こども図書館
②	四谷図書館
③	鶴巻図書館
④	西落合図書館
⑤	戸山図書館
⑥	北新宿図書館
⑦	中町図書館
⑧	角筈図書館
⑨	大久保図書館
⑩	(仮称)下落合図書館 (H28年度開館予定)

区立学童クラブ	
①	信濃町学童クラブ
②	本塩町学童クラブ
③	四谷第六小学校内学童クラブ
④	北山伏学童クラブ
⑤	中町学童クラブ
⑥	東五軒町学童クラブ
⑦	樺町学童クラブ
⑧	薬王寺学童クラブ
⑨	早稲田南町学童クラブ
⑩	富久小学校内学童クラブ
⑪	富久町学童クラブ
⑫	東戸山小学校内学童クラブ
⑬	大久保小学校内学童クラブ
⑭	子ども総合センター内学童クラブ
⑮	戸山小学校内学童クラブ
⑯	百人町学童クラブ
⑰	高田馬場第一学童クラブ
⑱	高田馬場第二学童クラブ
⑲	戸塚第二小学校内学童クラブ
⑳	落合第一小学校内学童クラブ
㉑	落合第四小学校内学童クラブ
㉒	上落合学童クラブ
㉓	中井学童クラブ
㉔	西落合学童クラブ
㉕	北新宿第一学童クラブ
㉖	北新宿第二学童クラブ
㉗	西新宿学童クラブ

児童館	
①	本塩町児童館
②	北山伏児童館
③	中町児童館
④	東五軒児童館
⑤	薬王寺児童館
⑥	早稲田南児童館
⑦	富久町児童館
⑧	百人町児童館
⑨	高田馬場第一児童館
⑩	高田馬場第二児童館
⑪	上落合児童館
⑫	中井児童館
⑬	西落合児童館
⑭	北新宿第一児童館
⑮	西新宿児童館

子ども総合センター 子ども家庭支援センター	
①	子ども総合センター
②	信濃町子ども家庭支援センター
③	樺町子ども家庭支援センター
④	中落合子ども家庭支援センター
⑤	北新宿子ども家庭支援センター

地域子育て支援センター等	
①	地域子育て支援センター二葉
②	地域子育て支援センター原町みゆき
③	ゆったりーの

民間学童クラブ	
①	エイビイシイ風の子クラブ
②	早稲田フロンティアキッズクラブ
③	しんえい学童クラブもくもく

4. 教育・保育提供区域の設定

(1) 保育提供区域の設定

- ①東南地域・・・四谷、簗笥町、榎町、角筈特別出張所管内
- ②中央地域・・・若松町、大久保、柏木特別出張所管内
- ③西北地域・・・戸塚、落合第一、落合第二特別出張所管内



【区域別の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）】

西北地域 (戸塚、落合第一、落合第二特別出張所管内)			中央地域 (若松町、大久保、柏木特別出張所管内)			東南地域 (四谷、簗笥町、榎町、角筈特別出張所管内)		
施設名	箇所数	定員数	施設名	箇所数	定員数	施設名	箇所数	定員数
認可保育所	8	798	認可保育所	11	1,252	認可保育所	12	1,150
認定こども園（保育）	3	364	認定こども園（保育）	4	416	認定こども園（保育）	5	568
認証保育所	6	255	認証保育所	8	264	認証保育所	8	324
その他の保育施設	4	47	その他の保育施設	2	24	その他の保育施設	6	60
計	21	1,464	計	25	1,956	計	31	2,102
児童数に占める定員の割合	37.93%		児童数に占める定員の割合	52.75%		児童数に占める定員の割合	41.86%	

(2) 保育提供区域の考え方

地理的条件や交通事情等を踏まえた保育施設の利用状況、既存の保育施設の定員及び今後計画されている保育施設の定員等、保育施設の整備状況等を勘案し、隣接する3~4の特別出張所管内を一つの区域として3区域を設定しました。

保育提供区域は、計画期間中の教育・保育施設の整備の考え方の基本とするものですが、今後の社会状況や地域の状況に応じて見直す必要が生じた場合には、適正な見直しを行っていきます。

東南地域

この地域は、東五軒町などの印刷・製本工場の跡地や神楽坂周辺を筆頭にマンション建設が進み、子育て世帯の転入が増えている四谷・筍町・榎町の各特別出張所地域と、本計画期間後半に西新宿5丁目で大規模な再開発事業が予定されている角筈特別出張所地域で構成しています。

この地域の0~5歳の子どもの数はこの3年間だけでも9.19%の増となっており、この増加傾向は計画最終年度の平成31年度まで続くと見込んでいます。

筍町特別出張所周辺地域について、区は平成25年度、平成26年度の2か年にわたり緊急対策として積極的な保育所整備に取り組みました。その結果、東南地域の就学前児童数に対する保育定員の割合は平成26年4月時点で41.86%となりましたが、増え続ける保育ニーズに対応するためには今後もさらなる施設整備が必要であると見込まれます。

また、角筈特別出張所地域については、平成26年4月までの時点では子どもの数等に大きな変化はありませんが、本計画期間後半から西新宿5丁目で3地区の市街地再開発事業が予定されており、いずれも1,000戸近い住宅の整備を予定する計画であることから、「マンション開発等による子育て世帯の大幅増が見込まれる地域」として四谷・筍町・榎町の各特別出張所地域と同じ区域としています。

中央地域

この地域は、かつて多くの子育て世帯が居住していた戸山ハイツ周辺を筆頭に、多くの認可保育所があるほか、東戸山幼稚園や西戸山第二中学校などの跡施設に大規模な子ども園を整備できたこともあります。就学前児童数に対する保育定員の割合は平成26年4月時点で52.75%となっています。

一方、0~5歳の子どもの数はこの3年間で4.68%の増で、この増加傾向は同様に計画最終年度の平成31年度まで続くと見込んでいますが、定員としては地域内の保育ニーズを十分に満たす規模が既に整備されているほか、平成27年度には百人町の新栄保育園が再開し、富久町には子ども園が開設されることから、今後も「地域内のみならず、近隣地域の保育ニーズにも対応できる地域」と位置付けます。

西北地域

落合第一、落合第二の各特別出張所地域は住居専用地域が多く、保育所等の用地や建物の確保が難しいことから、就学前児童数に対する保育定員の割合は低く、戸塚特別出張所地域の高田馬場駅周辺の保育施設が落合エリアの保育ニーズの一部に対応している状況となっています。

戸塚特別出張所地域を含めたこの地域の0～5歳の子どもの数はこの3年間だけでも9.16%の増と、ほぼ東南地域と同じ傾向となっており、この増加傾向は計画最終年度の平成31年度まで続くと見込んでいます。

この地域についても区は平成25年度、平成26年度の2か年にわたり緊急対策として積極的な保育所整備に取り組みましたが、それでも就学前児童数に対する保育定員の割合は平成26年4月時点で37.93%に留まっており、増え続ける保育ニーズに対応するためには今後もさらなる施設整備が必要であると見込まれます。

西武新宿線の利用者も含めた子育て世帯への支援を総合的に進めるに地域として、3つの特別出張所地域を位置付け、平成27年度に西落合と高田馬場に開設する認可保育所や平成28年度に中央図書館跡地に開設する予定の認可保育所のほか、新制度における地域型保育事業の活用等も進める地域としました。

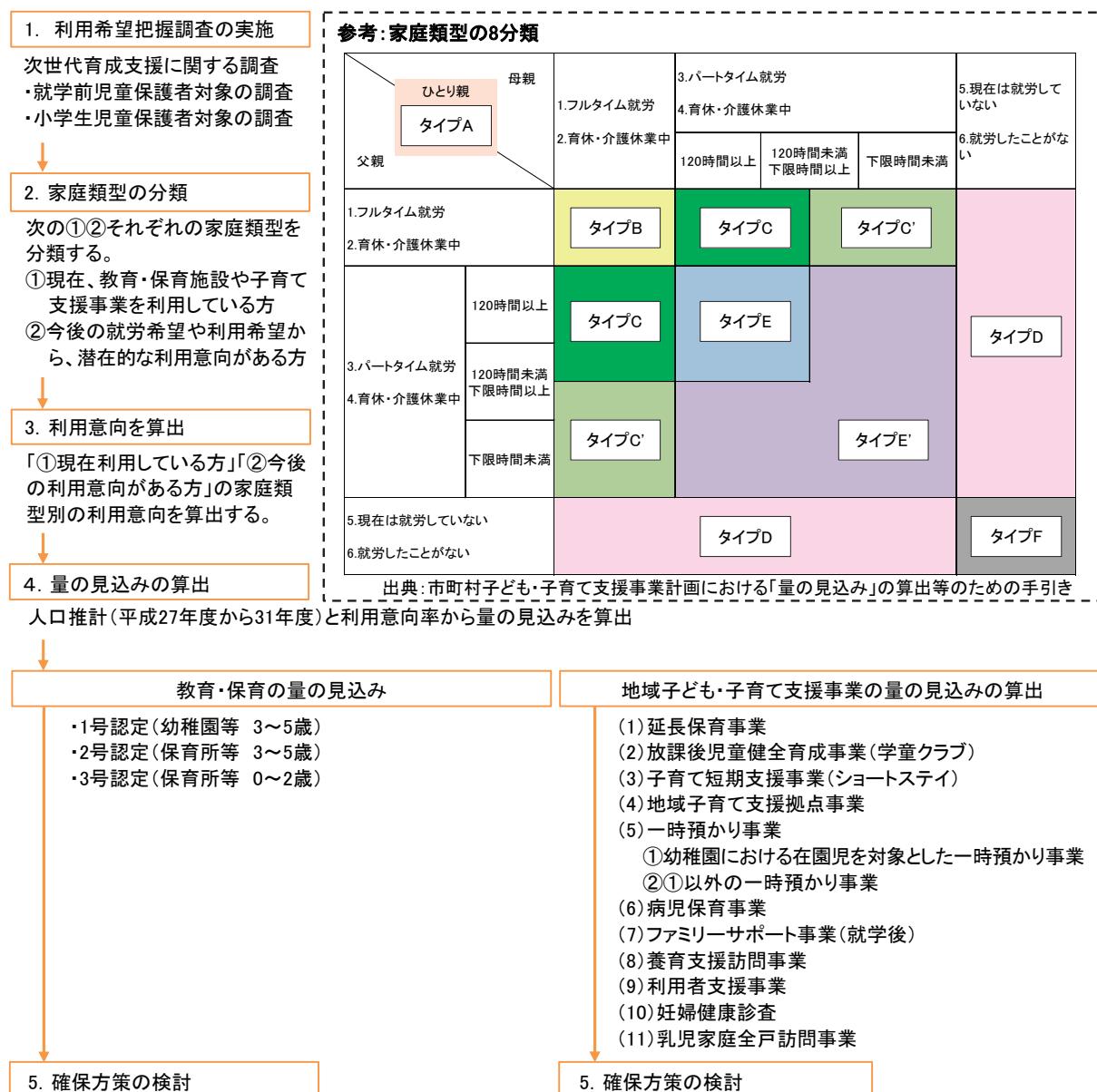
(3) 教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

幼児教育施設や地域子ども・子育て支援事業については、現状においても広域利用が行われ、区域設定の考え方になじまないため、区内全域を一つの区域として設定します。

5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域ごとに、現在の利用状況及び利用希望から推計した「量の見込み」に対応した「確保の内容及び実施時期(確保方策)」を事業計画として定めます。計画期間中(平成27年度～平成31年度)は、事業計画に基づき、教育・保育施設を計画的に整備します。

また、事業計画は児童人口の推移や待機児童の状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。



教育・保育の確保方策

113 ページで算定した量の見込みに対応するための確保方策として、区は認可保育所等を整備していきます。本事業計画で整備していく施設、事業の内容及び用語の定義は、以下のとおりです。

【事業計画で整備する施設・事業】

◆ 特定教育・保育施設

認可保育所、認定こども園、幼稚園

◆ 確認を受けない幼稚園

新制度の給付の対象となる施設として確認を受けない幼稚園(平成 27 年 4 月 1 日現在)

※私立幼稚園が、現状の私学助成の仕組みで運営を続けるか、新制度の給付の対象となるかどうかは園の意向によります。

◆ 特定地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育所

◆ 認可外保育施設等

認証保育所等、自治体が基準に基づき運営費支援等を行っている保育施設等

【事業計画における用語の内容】

◆ 量の見込み

「新宿区次世代育成支援に関する調査」と人口推計により算出したニーズ量（人数）

◆ 4月1日現在の確保数（定員数）

当該年度 4 月 1 日現在の施設定員数

◆ 年度末の確保数（定員数）

4 月 1 日現在の定員数に、年度途中に開設した施設の定員を加えた年度末の施設定員数

◆ 次年度の4月1日現在の確保数（定員数）

前年度末の定員数に、その年の 4 月 1 日に開設した施設の定員を加えた施設定員数計

(1) 保育所等の量の見込みと確保数（定員数）

【目標3－2－①「保育所待機児童の解消」(56ページ)】

確保方策の考え方

保育所等については、保育提供区域（3 地域 以下、それぞれ「東南地域、中央地域、西北地域」という。）ごとに量の見込みを算出し、平成 29 年度に量の見込みを満たすことを目指して、計画的に保育施設を整備していきます。

整備の手法としては、認可保育所を中心に進め、特に保育ニーズが高い 0・1・2 歳児については、地域型保育事業の整備も含めて、保育定員を確保していきます。

保育提供区域ごとの量の見込み、確保数（定員数）は次のとおりです。

【東南地域】

確保方策の考え方

この地域は、区内で児童人口の増加が最も著しく、区はこれまで待機児童解消対策緊急整備地域に位置付けて、25・26年度の2か年だけでも4箇所の保育施設を整備してきました。しかしながら、直近の人口推計ではさらなる保育ニーズの増加が見込まれるため、計画期間中に、認可保育所8～9箇所と地域型保育事業を増設することにより定員拡大を図り、平成29年度の待機児童ゼロを目指します。

(単位：人)

年度・認定区分 ・対象年齢等		27年度		28年度		29年度		
		3号 認定	2号 認定	3号 認定	2号 認定	3号 認定	2号 認定	
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	202	631	1,022	217	728	1,149	227
	特定地域型保育事業	2	33	—	2	33	—	8
	認可外保育施設等	61	191	94	61	191	94	61
計		265	855	1,116	280	952	1,243	296
量の見込み		279	885	1,136	282	931	1,165	283
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	209	649	1,049	217	728	1,149	230
	特定地域型保育事業	2	33	—	8	51	—	8
	認可外保育施設等	61	191	94	61	191	94	61
計		272	873	1,143	286	970	1,243	299
差引数		△7	△12	7	4	39	78	16
								117

年度・認定区分 ・対象年齢等		30年度		31年度	
		3号 認定	2号 認定	3号 認定	2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	230	759	1,221	230
	特定地域型保育事業	8	51	—	8
	認可外保育施設等	61	191	94	61
計		299	1,001	1,315	299
量の見込み		285	1,004	1,270	284
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	230	759	1,221	237
	特定地域型保育事業	8	51	—	8
	認可外保育施設等	61	191	94	61
計		299	1,001	1,315	306
差引数		14	△3	45	22
					21
					△2

【中央地域】

確保方策の考え方

この地域は、従来から多くの認可保育所があるほか、近年、大規模な子ども園の開設や既設園の建て替えに伴う大幅な定員増もあったことから、110 ページ「(1) 保育提供区域の設定」下段の表のとおり、保育施設の定員としては、地域内の保育ニーズを十分に満たす規模が既に整備されています。

(単位：人)

年度・認定区分 ・対象年齢等		27 年度		28 年度		29 年度	
		3号 認定		3号 認定		3号 認定	
		0 歳児	1・2 歳児	3~5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3~5 歳児
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	179	511	882	188	528	911
	特定地域型保育事業	2	22	—	2	22	—
	認可外保育施設等	54	165	40	54	165	40
計		235	698	922	244	715	951
量の見込み		171	680	799	173	664	828
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	181	529	920	186	521	904
	特定地域型保育事業	2	22	—	2	22	—
	認可外保育施設等	54	165	40	59	175	55
計		237	716	960	247	718	959
差引数		66	36	161	74	54	131
						70	77
							99

年度・認定区分 ・対象年齢等		30 年度		31 年度	
		3号 認定		3号 認定	
		0 歳児	1・2 歳児	3~5 歳児	0 歳児
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	185	540	906	185
	特定地域型保育事業	2	22	—	2
	認可外保育施設等	59	175	55	59
計		246	737	961	246
量の見込み		181	656	893	184
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	185	540	906	184
	特定地域型保育事業	2	22	—	2
	認可外保育施設等	59	175	55	175
計		246	737	961	245
差引数		65	81	68	61
					68
					92

【西北地域】

確保方策の考え方

落合第一、落合第二の各特別出張所地域は住居専用地域が多く、保育所等の用地や建物の確保が難しいことから、就学前児童数に対する保育定員の割合が低く、戸塚特別出張所地域の高田馬場駅周辺の保育施設が落合エリアの保育ニーズの一部に対応している状況です。

(110ページ「(1) 保育提供区域の設定」参照)

このことを踏まえ、認可保育所3か所程度と地域型保育事業を増設することにより定員拡大を図り、平成29年度の待機児童ゼロを目指します。

(単位：人)

年度・認定区分 ・対象年齢等		27年度		28年度		29年度	
		3号 認定	2号 認定	3号 認定	2号 認定	3号 認定	2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3~5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3~5 歳児
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	163	525	778	170	575	879
	特定地域型保育事業	0	38	—	0	57	—
	認可外保育施設等	51	133	86	51	133	86
計		214	696	864	221	765	965
量の見込み		193	665	893	197	695	905
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	163	553	830	187	626	958
	特定地域型保育事業	0	57	0	0	57	—
	認可外保育施設等	51	133	86	51	133	86
計		214	743	916	238	816	1,044
差引数		21	78	23	41	121	139
						38	115
							146

年度・認定区分 ・対象年齢等		30年度		31年度	
		3号 認定	2号 認定	3号 認定	2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3~5 歳児	0 歳児
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	187	626	977	187
	特定地域型保育事業	0	57	—	0
	認可外保育施設等	51	133	86	51
計		238	816	1,063	238
量の見込み		203	724	929	205
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	187	626	977	187
	特定地域型保育事業	0	57	—	0
	認可外保育施設等	51	133	86	51
計		238	816	1,063	238
差引数		35	92	134	33
					89
					93

(2) 幼稚園等（幼稚園と認定こども園の幼稚園機能枠）の量の見込みと確保数（定員数）

【目標3－2－③「幼児教育環境の充実」（60ページ）】

【平成27年度】

(単位：人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日 現在の 確保数	特定教育・保育施設	219	573	573	1,365
	確認を受けない幼稚園	539	584	525	1,648
計		758	1,157	1,098	3,013
量の 見込み	1号認定	751	873	814	2,438
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	63	121	113	297
量の見込み 計		814	994	927	2,735
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	226	581	581	1,388
	確認を受けない幼稚園	539	584	525	1,648
計		765	1,165	1,106	3,036
差引数		△49	171	179	301

【平成28年度】

(単位：人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日 現在の 確保数	特定教育・保育施設	266	581	581	1,428
	確認を受けない幼稚園	597	597	550	1,744
計		863	1,178	1,131	3,172
量の 見込み	1号認定	796	855	840	2,491
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	67	119	117	303
量の見込み 計		863	974	957	2,794
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	266	581	581	1,428
	確認を受けない幼稚園	597	597	550	1,744
計		863	1,178	1,131	3,172
差引数		0	204	174	378

【平成29年度】

(単位：人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日 現在の 確保数	特定教育・保育施設	276	581	581	1,438
	確認を受けない幼稚園	617	616	546	1,779
計		893	1,197	1,127	3,217
量の 見込み	1号認定	823	911	827	2,561
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	70	127	115	312
量の見込み 計		893	1,038	942	2,873
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	276	581	581	1,438
	確認を受けない幼稚園	617	616	546	1,779
計		893	1,197	1,127	3,217
差引数		0	159	185	344

【平成 30 年度】

(単位：人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日 現在の 確保数	特定教育・保育施設	281	581	581	1,443
	確認を受けない幼稚園	629	627	563	1,819
計		910	1,208	1,144	3,262
量の 見込み	1号認定	839	945	879	2,663
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	71	131	123	325
量の見込み 計		910	1,076	1,002	2,988
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	281	581	581	1,443
	確認を受けない幼稚園	629	627	563	1,819
計		910	1208	1,144	3,262
差引数		0	132	142	274

【平成 31 年度】

(単位：人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日 現在の 確保数	特定教育・保育施設	289	581	581	1,451
	確認を受けない幼稚園	647	635	573	1,855
計		936	1,216	1,154	3,306
量の 見込み	1号認定	863	966	914	2,743
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	73	134	127	334
量の見込み 計		936	1,100	1,041	3,077
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	289	581	581	1,451
	確認を受けない幼稚園	647	635	573	1,855
計		936	1,216	1,154	3,306
差引数		0	116	113	229

(3) 区全体の量の見込みと確保数（定員数）

【平成 27 年度】

(単位：人)

認定区分・対象年齢等 を利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定	
		0歳		1・2歳		3歳以上	
		保育				教育	
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	544人	1,667人	2,682人		1,365人	
	確認を受けない幼稚園					1,648人	
	特定地域型保育事業	4人	93人				
	認可外保育施設等	166人	489人	220人			
計		714人	2,249人	2,902人		3,013人	
量の見込み		643人	2,230人	2,828人		297人	2,438人
		5,701人				2,735人	
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	553人	1,731人	2,799人		1,388人	
	確認を受けない幼稚園					1,648人	
	特定地域型保育事業	4人	112人				
	認可外保育施設等	166人	489人	220人			
計		723人	2,332人	3,019人		3,036人	

【平成 28 年度】

(単位：人)

認定区分・対象年齢等 を利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定	
		0歳		1・2歳		3歳以上	
		保育				教育	
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	575人	1,831人	2,939人		1,428人	
	確認を受けない幼稚園					1,744人	
	特定地域型保育事業	4人	112人				
	認可外保育施設等	166人	489人	220人			
計		745人	2,432人	3,159人		3,172人	
量の見込み		652人	2,290人	2,898人		303人	2,491人
		5,840人				2,794人	
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	590人	1,875人	3,011人		1,428人	
	確認を受けない幼稚園					1,744人	
	特定地域型保育事業	10人	130人				
	認可外保育施設等	171人	499人	235人			
計		771人	2,504人	3,246人		3,172人	

【平成 29 年度】

(単位：人)

認定区分・対象年齢等 を利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定
		0歳	1・2歳	3歳以上		3歳以上
		保育			教育	
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	599人	1,905人	3,074人		1,438人
	確認を受けない幼稚園				1,779人	
	特定地域型保育事業	10人	130人			
	認可外保育施設等	171人	499人	235人		
計		780人	2,534人	3,309人	3,217人	
量の見込み		659人	2,346人	2,977人	312人	2,561人
		5,982人			2,873人	
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	602人	1,925人	3,104人	1,438人	
	確認を受けない幼稚園				1,779人	
	特定地域型保育事業	10人	130人			
	認可外保育施設等	171人	499人	235人		
計		783人	2,554人	3,339人	3,217人	

【平成 30 年度】

(単位：人)

認定区分・対象年齢等 を利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定
		0歳	1・2歳	3歳以上		3歳以上
		保育			教育	
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	602人	1,925人	3,104人		1,443人
	確認を受けない幼稚園				1,819人	
	特定地域型保育事業	10人	130人			
	認可外保育施設等	171人	499人	235人		
計		783人	2,554人	3,339人	3,262人	
量の見込み		669人	2,384人	3,092人	325人	2,663人
		6,145人			2,988人	
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	602人	1,925人	3,104人	1,443人	
	確認を受けない幼稚園				1,819人	
	特定地域型保育事業	10人	130人			
	認可外保育施設等	171人	499人	235人		
計		783人	2,554人	3,339人	3,262人	

【平成 31 年度】

(単位：人)

認定区分・対象年齢等 利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定	
		0歳	1・2歳	3歳以上		3歳以上	
		保育				教育	
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	602人	1,925人	3,104人		1,451人	
	確認を受けない幼稚園					1,855人	
	特定地域型保育事業	10人	130人				
	認可外保育施設等	171人	499人	235人			
計		783人	2,554人	3,339人		3,306人	
量の見込み		673人	2,394人	3,186人		334人	2,743人
		6,253人				3,077人	
年度末 の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	608人	1,943人	3,134人		1,451人	
	確認を受けない幼稚園					1,855人	
	特定地域型保育事業	10人	130人				
	認可外保育施設等	171人	499人	235人			
計		789人	2,572人	3,369人		3,306人	

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

【目標3－2－②「保育サービスの充実と質の確保」(58 ページ)】

事業概要

認可保育所、認定こども園において、就労や就学などの理由でお迎えが基本開園時間を超えてしまう場合に保育を行う事業です。

実施場所

認可保育所、認定こども園、保育ルーム、家庭的保育事業

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用希望人数（人）	1,295	1,325	1,356	1,392	1,416

確保方策の考え方

現在も、区立・私立の認可保育所、認定こども園、保育ルーム、家庭的保育事業等で延長保育を実施しています。今後も現行の体制を継続していきます。

確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数（利用人数・人）	3,128	3,468	3,605	3,605	3,659

(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【目標3－3－①「学童クラブの充実と質の確保」(62 ページ)】

事業概要

保護者の就労や疾病のために家庭で継続的に適切な保護が受けられない小学生を対象として、遊びと生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

実施場所

区立学童クラブ 27 か所

私立学童クラブ 3 か所

利用実績

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
定員数（人）	1,292	1,297	1,306	1,312	1,352	1,356
利用人数（人）	1,277	1,177	1,225	1,227	1,254	1,339

※定員数、利用人数は 4 月 1 日現在値です。

量の見込み

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
小学校低学年(1～3 年生)（人）	1,093	1,124	1,152	1,167	1,204
小学校高学年(4～6 年生)（人）	198	199	200	203	207
計(人)	1,291	1,323	1,352	1,370	1,411

確保方策の考え方

- ① 利用対象を 6 年生まで拡大します。
- ② 今後も需要増が見込まれる地域については、学童クラブ定員の拡充を検討していきます。
- ③ 利用方法は、従来の「定期利用」に加え、長期休業中のみ利用できる仕組みを開始します。
- ④ 放課後子どもひろばの機能の拡充をしていきます。

確保方策

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
確保数（定員・人）	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【目標3－1－①「子育て支援サービスの充実」(45 ページ)】

事業概要

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で子どもを預かる事業です。

実施場所

二葉乳児院、ショートステイ協力家庭

利用実績

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年間延べ利用（人日）	168	152	183	288	375

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間延べ利用希望（人日）	1,344	1,375	1,407	1,444	1,469

確保方策の考え方

乳児院と協力家庭で年間最大 13,140 人の受入れが可能です。

確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数（年間延べ利用・人日）	13,140	13,140	13,140	13,140	13,140

(4) 地域子育て支援拠点事業

【目標3－1－①「子育て支援サービスの充実」(45 ページ)】

事業概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

実施場所

- ①子ども総合センター ②子ども家庭支援センター（中落合、榎町、信濃町、北新宿）
- ③児童館 ④地域子育て支援センター（二葉、原町みゆき） ⑤ゆったりーの
- ⑥幼稚園の未就園児の会 ⑦子ども園未就園児親子の交流事業
- ⑧認可保育所の地域開放事業 ⑨幼稚園の未就園児施設開放事業

利用実績

年間延べ利用（人日）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
①子ども総合センター			19,242	19,941	17,899
②子ども家庭支援センター	43,213	49,922	44,331	45,624	59,109
③児童館	136,915	131,320	131,074	146,910	144,486
④ふたばひろば	10,231	11,741	10,399	10,170	10,458
④原町みゆきひろば	5,637	5,009	4,550	5,304	4,889
⑤ゆったりーの 「ゆうゆうひろば」	11,587	11,497	9,301	10,073	9,479
⑥西戸山幼稚園つどいのへや	968	830	833	1,376	1,508
⑦四谷子ども園 未就園児親子交流事業	8,502	8,318	8,290	8,866	9,017

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間延べ利用希望（人日）	365,303	373,513	380,835	386,536	388,889

確保方策の考え方

乳幼児保護者にとって身近な子育て支援施設で事業を実施しています。今後も現行の体制を維持し、乳幼児親子が集える場、子育てについて相談できる場を提供していきます。

確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数（箇所数・か所）	63	63	63	63	63

※確保方策は、箇所数で記載します。

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

【目標3－2－③「幼児教育環境の充実」(60 ページ)】

事業概要

幼稚園で子育て支援の一環として、教育時間終了後に子どもを預かる事業です。

利用実績

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年間延べ利用（人日）	37,707	44,109	40,957	37,524	40,249

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間延べ利用希望（人日）	78,651	80,516	82,785	85,995	88,616

確保方策の考え方

今後、私立幼稚園と協議するとともに、確保方策について検討していきます。

確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数（年間延べ利用・人日）	40,000	40,000	60,000	90,000	90,000

② ①以外の一時預かり事業

【目標3－1－①「子育て支援サービスの充実」(45ページ)】

事業概要

一時的に子どもの保育が必要なときに預かる事業です。

実施場所

① 保育園・子ども園の一時保育

クラス定員に空きがある場合に利用できる「空き利用型」と、専用室で子どもを預かる「専用室型」があります。

② ひろば型一時保育

日常的に保護者と乳幼児が集う場所で、就学前の子どもを預かる事業です。

③ ファミリーサポート事業

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業です。新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。

利用実績

年間延べ利用（人日）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
認可保育所、子ども園の一時保育	6,165	6,763	9,211	12,837	13,267
ひろば型一時保育	1,629	2,039	2,466	2,947	3,543
ファミリーサポート事業	11,750	11,868	11,306	11,384	14,088

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間延べ利用希望（人日）	57,216	58,530	59,793	60,989	61,676

確保方策の考え方

今後も現行の体制を継続し、より利用しやすい事業としていきます。また、認可保育所等を整備するときには施設の状況に応じて、専用室型一時保育室を設けていきます。ファミリーサポート事業については、会員数は年々増加していますが、会員の要望に合わせたコーディネートをより安定的に行っていくためには、提供会員のさらなる確保が必要です。登録講習会等の周知内容を充実させ、今後も提供会員を増やしていきます。

確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数（年間延べ利用・人日）	70,118	71,324	72,531	73,738	74,944

(6) 病児保育事業

【目標3－1－①「子育て支援サービスの充実」(45 ページ)】

【目標3－2－②「保育サービスの充実と質の確保」(58 ページ)】

事業概要

子どもが病気のとき、又は病気の回復期にあり、保育施設等に預けることができないときに、集団保育が困難な期間、一時的に保育する事業です。

実施場所

- ① 病児・病後児保育室（アリエル四谷、新宿いるま保育園）
- ② 病後児保育室（原町みゆき保育園、オルト保育園、新宿こだま保育園）
- ③ ファミリーサポート事業

利用実績

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
① 病児・病後児保育室	箇所数（か所）	—	—	1	1	2
	年間延べ利用（人日）	—	—	595	695	996
② 病後児保育室	箇所数（か所）	2	3	4	4	3
	年間延べ利用（人日）	279	375	425	313	354
③ ファミリー サポート事業	年間延べ利用（人日）	—	—	16	19	25

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間延べ利用希望（人日）	7,356	7,526	7,703	7,904	8,043

確保方策の考え方

今後も現行の体制を継続し、より利用しやすい事業としていきます。

確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数（年間延べ利用・人日）	7,591	7,767	7,942	8,118	8,293

(7) ファミリーサポート事業（就学後）

【目標3－1－①「子育て支援サービスの充実」(45ページ)】

事業概要

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業です。新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。

実施機関

ファミリーサポートセンター

利用実績

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年間延べ利用（人日）	5,419	5,541	5,880	5,709	4,751

※利用実績は、就学前・就学後児童の両方を含んでいます。

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間延べ利用希望（人日）	5,668	5,765	5,856	5,931	6,083

確保方策の考え方

会員数は年々増加していますが、会員の要望に合わせたコーディネートをより安定的に行っていくためには、提供会員のさらなる確保が必要です。登録講習会等の周知内容を充実させ、今後も提供会員を増やしていきます。

確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数（年間延べ利用・人日）	10,813	11,354	11,894	12,435	12,976

(8) 養育支援訪問事業

【目標1－1－②「すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利」(17ページ)】

事業概要

養育支援が特に必要と認めた家庭に専門的なヘルパーを派遣し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上するための支援を行う事業です。

実施場所

子ども総合センター、子ども家庭支援センター

利用実績

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年間延べ利用（件）	14	57	337	765	1,186

※制度の周知が進むに伴い、利用件数も増加しています。

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間延べ利用（件）	1,603	1,683	1,733	1,750	1,758

※利用増加率から算出しています。

確保方策の考え方

【利用の流れ】

- ① 関係機関が養育支援の必要性を認めた場合、子ども総合センター・子ども家庭支援センターに相談します。
- ② アセスメント会議により、導入の可否や期間、回数などを決定します。
- ③ 養育に支障がある家庭の支援や虐待防止に理解と熱意を持っている専門的なヘルパーが、子ども総合センター・子ども家庭支援センターと連絡を取り合いながら支援を行います。
- ④ 導入後も、定期的なアセスメント会議により、支援の効果や支援内容の確認・終結の時期の協議等を行います。

実施体制

事業者に登録しているヘルパー105名のうち、39名が新宿区に派遣されています。

(9) 利用者支援事業

【目標3－1－①「子育て支援サービスの充実」(45 ページ)】

事業概要

子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

実施場所

子ども総合センター、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター二葉、ゆったりーの

実施箇所数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
箇所数（か所）	5	5	6	6	6

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
箇所数（か所）	7	7	7	7	7

※量の見込みは箇所数で記載します。区立のセンター（子ども総合センター、子ども家庭支援センター）は、おおむね2特別出張所に1所程度設置しています。

確保方策の考え方

保護者にとって身近な場所で、情報提供、相談、助言、関係機関との連絡調整等を行うことから、子ども総合センター、子ども家庭支援センターを中心に事業を行います。

確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数（箇所数・か所）	7	7	7	7	7

※確保方策は、箇所数で記載します。

(10) 妊婦健康診査

【目標2－1 「妊娠・出産からはじまる子育て支援」(36 ページ)】

事業概要

母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。

そのうち、妊婦健康診査及び超音波検査の費用の一部などを助成します。

実施場所

区内 28 か所の医療機関

区外妊婦健康診査実施医療機関

利用実績

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
受診人数（人）	2,504	2,602	2,650	2,713	2,844
受診延べ人数（人）	25,383	25,327	26,051	27,597	28,079
一人当たりの健診回数(回)	10.1	9.7	9.8	10.2	9.9

量の見込み

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
受診人数（人）	2,936	3,031	3,130	3,232	3,337
受診延べ回数（回） (受診者 × 一人当たりの健診回数)	29,360	30,310	31,300	32,320	33,370

確保方策

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
実施場所	聖母病院等区内 28 か所の医療機関 区外妊婦健康診査実施医療機関				
実施体制	実施医療機関の体制による				
検査項目	①1 回目 体重・血圧測定、尿検査、血液型(ABO 型・Rh(D)型)、 貧血・血糖、不規則抗体、梅毒・B 型肝炎・風疹 ②2 回目～14 回目 【毎回】 体重・血圧測定・尿検査、保健指導 【週数等に応じ、各 1 項目】 クラミジア抗原、C 型肝炎、経腔超音波、HTLV-1 抗体、 貧血、血糖、B 群溶連菌、NST				
実施時期	通年				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【目標2－1－①「乳幼児の健やかな発達支援」(38 ページ)】

事業概要

生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭を訪問指導員（助産師・保健師等）が訪問する事業です。子どもの発育、健康状態等の確認をしながら、母親の健康や子育ての相談を受けます。

実施機関

保健センター

利用実績

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年間延べ利用（人）	1,598	1,652	1,985	2,143	2,230

量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳児人口推計（人）	2,429	2,462	2,488	2,521	2,543

※0歳児人口推計を量の見込みとしています。

確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実施体制	1 訪問人員 50人程度(委託助産師、非常勤看護師、保健センター保健師) 2 実施機関 ①牛込保健センター ②四谷保健センター ③東新宿保健センター ④落合保健センター 3 訪問事業以外のフォローワーク ①はじめまして赤ちゃん応援事業(妊娠と3~4か月くらいまでの子を持つ母親を対象としたグループワーク、個別相談) ②産婦健康相談				

(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【目標3－2－②「保育サービスの充実と質の確保」(58 ページ)】

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

実施機関

保育園子ども園課

実施についての考え方

民間事業者への支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の支援、開設後の支援（巡回支援含む）等を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

実施についての考え方

平成27年度は実施しませんが、今後の状況を踏まえ、実施について検討していきます。

7. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及

区では、平成17年9月に区立幼稚園と保育園の合同保育を開始後、平成19年4月には東京都認定こども園第1号となる幼保連携型の四谷子ども園を開設し、教育と保育の一体的提供の充実に努めてきました。現在、区立の幼保連携型3園、保育所型7園、私立の保育所型2園の認定こども園があります。

認定こども園は、0歳から小学校就学前までの子どもが同じ環境の下で保育と幼児教育が受けられる施設であり、保護者の就労の変化によらず子どもを受け入れる施設であるとともに子育て支援の拠点であることから、子ども園では、「就学前の子どもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培う」「子どもを真ん中に保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもの幸せを実現する」「子育ての大切さをみんなで認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域を目指す」を柱とする「新宿区子ども園の理念」に基づいて教育・保育を実施しています。

今後も状況に応じて、認定こども園の整備について検討し、子ども園化を希望する私立幼稚園・私立保育園には必要な支援を行っていきます。

(2) 就学前児童の教育・保育の質の確保と充実

区の就学前児童を対象とした教育・保育施設として、保育園、子ども園、幼稚園等があります。区、教育委員会は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「新宿区教育ビジョン」及び「新宿区子ども園保育・教育指針」などを踏まえ、各施設の教育・保育内容の基本的な計画となる教育・保育課程を作成しています。また、職員が交流し、それぞれが培ってきた教育・保育内容を共有することにより、施設の種別を問わず、教育・保育の一体的な提供と質の向上・充実を図っていきます。

保育園、子ども園、幼稚園等の合同研修や交流保育、公開保育などを実施し、教育・保育に携わる保育士、教諭の共通理解を深めているほか、小学校を中心とした保・幼・小合同会議の実施、カリキュラムや指導方法の改善や私立の運営事業者との相互の連携などを進めることで、教育・保育の推進に関する体制を確保していきます。

保育士と幼稚園教諭の合同研修に対する支援等

- 保育園・子ども園・幼稚園の職員を対象とした実技・保育理論等の研修実施
- 各園で実施する研修経費の補助

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

- 預かり保育の実施

交流・連携

- 保・幼・小合同会議の実施
- カリキュラムや指導方法の改善、研究
- 交流保育、公開保育の実施